

3 生活保護の適正実施等について

平成28年度に向けた取組のポイント等について

被保護者の就労による自立の支援

- 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進する。

医療扶助等の適正化

- 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合を2017年央までに75%とするなどの後発医薬品の使用促進や頻回受診対策の推進とともに、生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方の検討を行う。

生活扶助基準及び生活保護制度の見直し

- 2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む）。

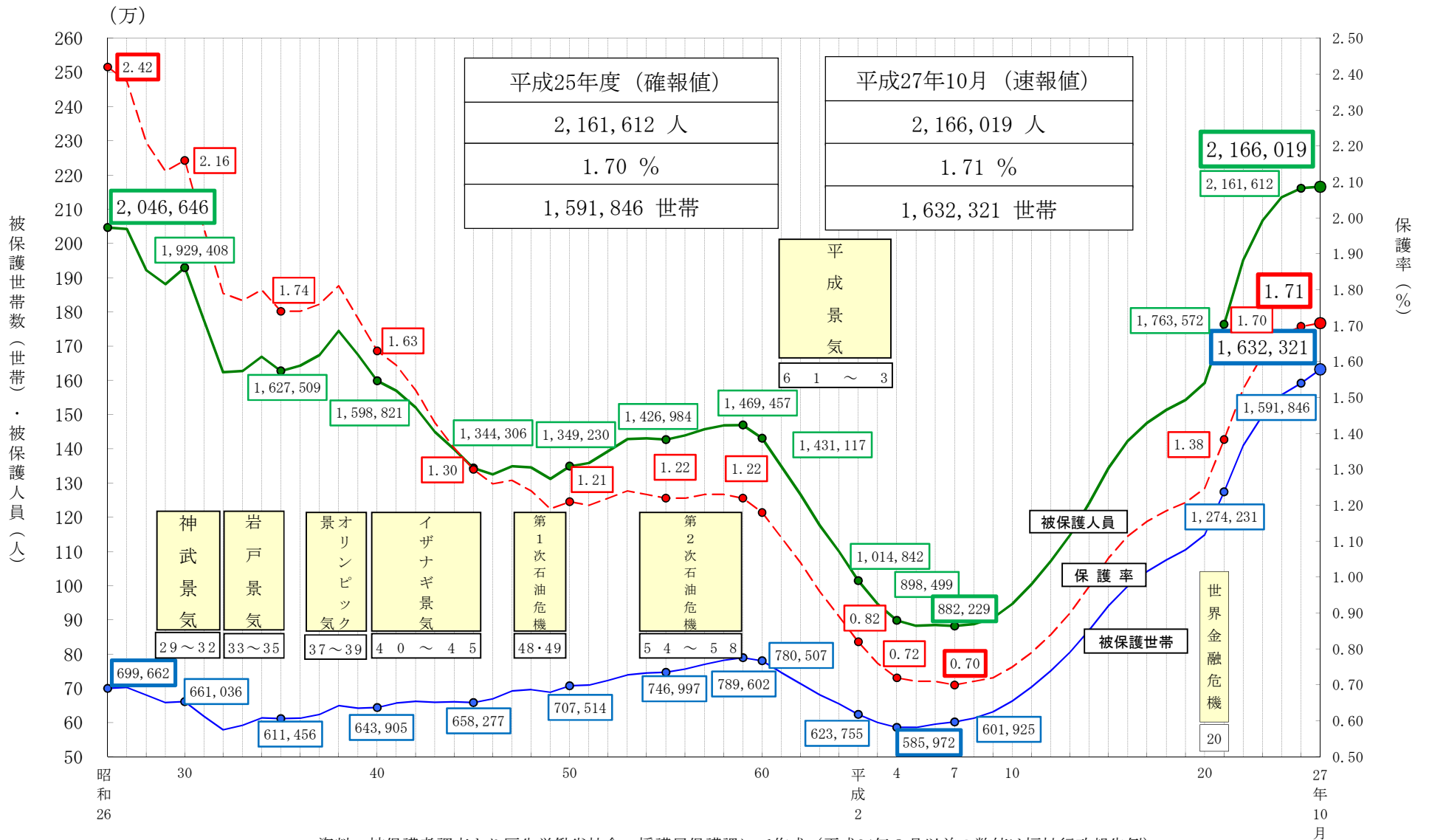
【参考】 経済財政運営と改革の基本方針2015（骨太の方針）（抜粋）

第3章 5. [1] 社会保障（生活保護等）

足下の経済雇用情勢を踏まえ、就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組むとともに、生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化を行う。さらに、平成29年度の次期生活扶助基準の検証にあわせ、年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、その制度全般について予断なく検討し、必要な見直しを行う。

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

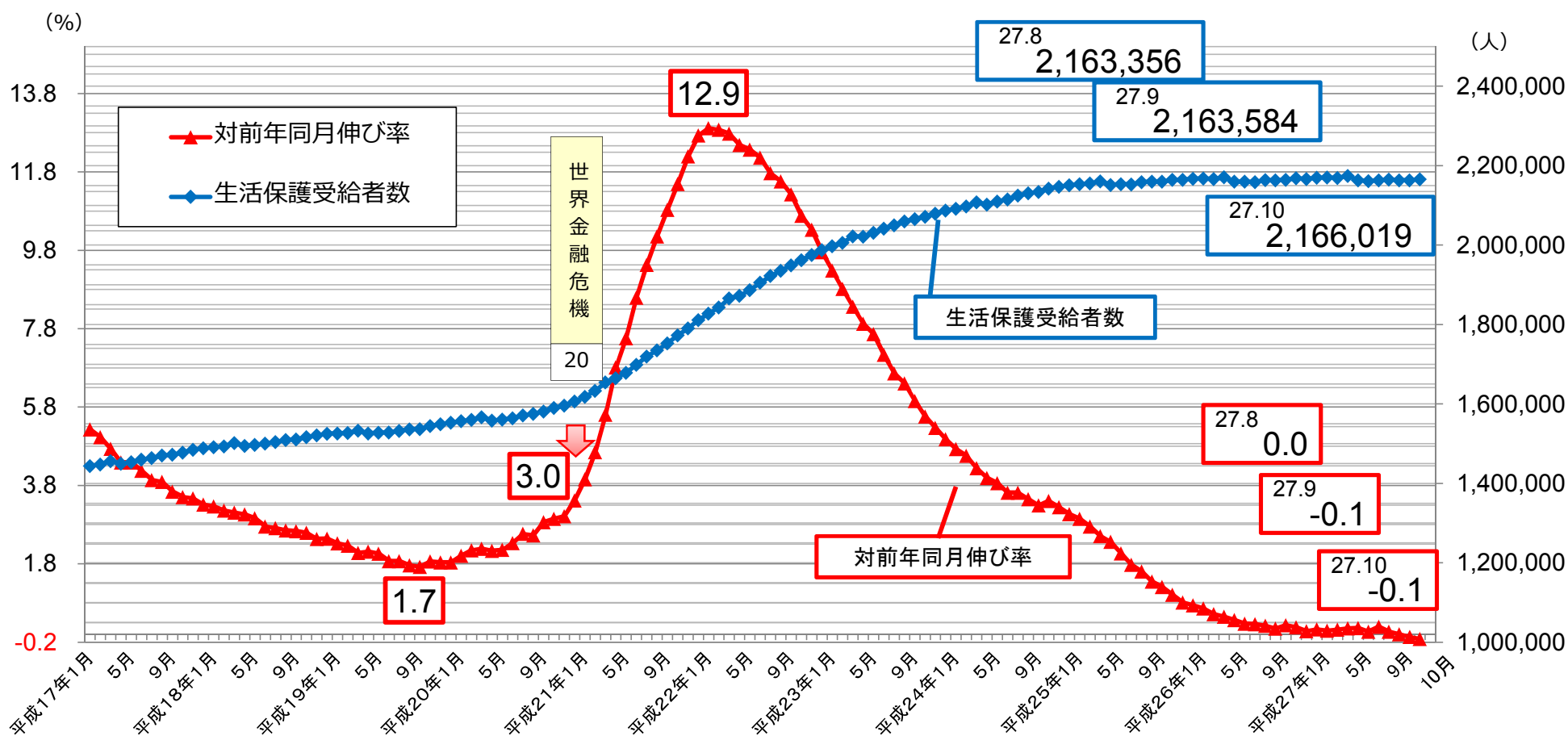
生活保護受給者数は約217万人であり、平成23年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。



資料：被保護者調査より厚生労働省社会・援護局保護課にて作成 (平成24年3月以前の数値は福祉行政報告例)

過去10年間の生活保護受給者数の推移

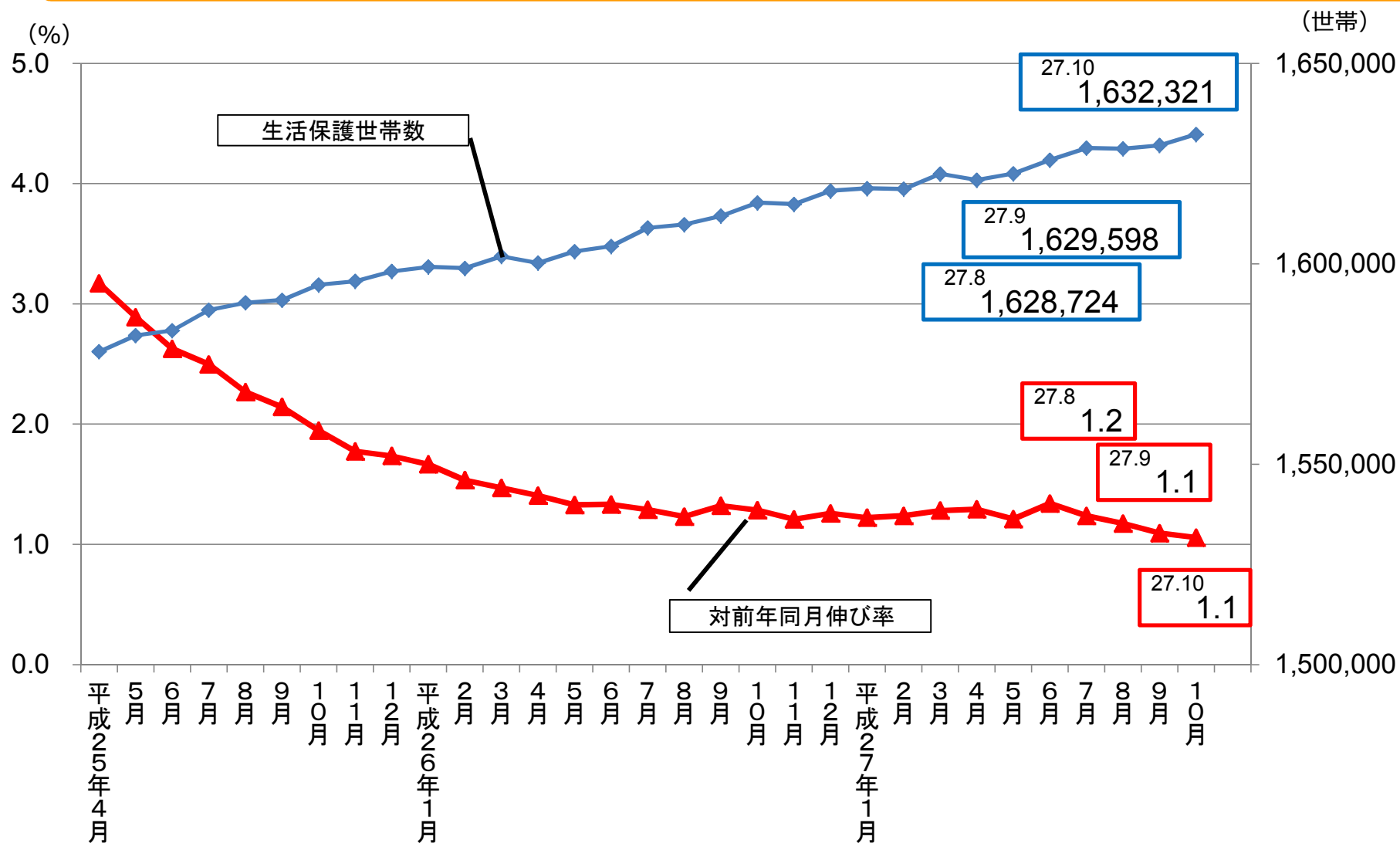
- 生活保護受給者数は平成27年10月現在で216万6019人となっている。
平成20年10月頃の世界金融危機以降急増したが、季節要因による増減はあるものの、近年、ほぼ横ばいで推移している。
- 生活保護受給者について対前年同月期との推移を見ると、平成22年1月の12.9%をピークに伸び率の鈍化が続いており、平成27年9月、10月はいずれも-0.1%となっている。



資料：福祉行政報告例、被保護者調査（平成24年4月以降）※平成26年4月以降は速報値

生活保護受給世帯数の推移

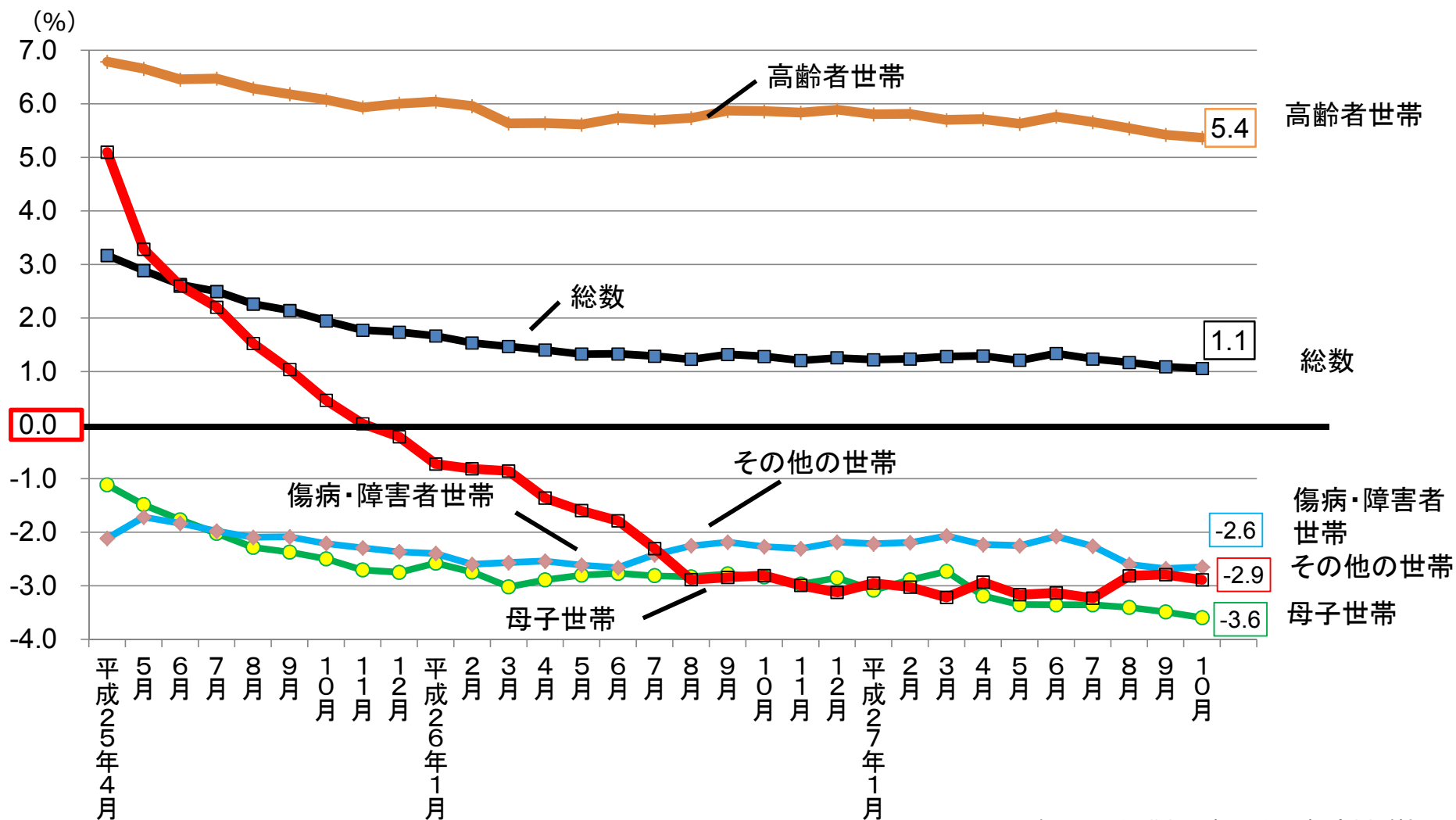
生活保護世帯数は、平成27年10月現在で、1,632,321世帯となっており、過去最高の世帯数である。一方、対前年同月伸び率で見ると、近年、ほぼ横ばいか鈍化傾向にある。



資料：被保護者調査 月次調査 (速報値)

世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移

高齢者世帯を除く世帯類型については、対前年同月伸び率はマイナスになっている。



資料：被保護者調査 月次調査（速報値）

経済・財政再生計画 改革工程表〔第22回経済財政諮問会議決定（平成27年12月24日）〕

参考

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度	2017年度	2018年度					
生活保護等		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
		<p>＜④就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む＞</p> <p>＜④①生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化＞</p> <p>＜④②平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し＞</p>							
		<p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするとともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する</p>							
		<p>頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進</p>							
		<p>生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討</p>							
	<p>生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進</p>								
							<p>就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】</p> <p>※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次見える化を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討</p> <p>医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】</p> <p>頻回受診対策を実施する自治体【100%】</p>	<p>就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】</p> <p>「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)【2018年度までに45%】</p> <p>就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】</p> <p>就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】</p> <p>「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次見える化を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討</p> <p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年央までに75%。2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】</p> <p>頻回受診者に対する適正受診指導による改善者割合【目標値については、指導の対象者の範囲等を再検討し、2016年度に決定】</p> <p>生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】</p> <p>後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】</p>	
	《厚生労働省》							<p>平成29(2017)年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p>	

生活保護制度における改革工程表に記載された事項に関する具体的対応方針(医療扶助関係)

後 発 医 薬 品

<改革工程表における記載>

- 後発医薬品使用促進計画の策定率を100%とする。
- 使用割合について、2017年央までに75%とする。
- 2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する。
- 後発医薬品の使用割合の地域差を見える化。

<対応方針>

- 【目標設定の考え方】
- 2017年央までに75%を達成すると通知上に明記。
 - 2017年央において、次期目標について、改革工程表を踏まえた検討を行う。
(参考) 2014年 58.7% → 2015年 63.8% (各年6月審査分)
- 【具体的な取組】
- 後発医薬品使用促進計画を未策定の自治体について、適時、把握の上、必要に応じてフォローアップを行う。
 - 地域の薬局等と連携した服薬指導についてモデル実施を行う。
- 【見える化】
- 国において、後発医薬品の地域別使用割合について見える化し、公表する。

頻 回 受 診

- 頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進。
- 頻回受診対策を実施する自治体の割合を100%とする。
- 適正受診指導による改善者数割合の目標値について、指導の対象者の範囲等を再検討し、2016年度に決定する。

- 【目標設定の考え方】
- 頻回受診の適正化の対象範囲を、他の医療制度における指導対象範囲を参考としつつ再検討し、2016年度に取組の目標値を設定する。
- 【具体的な取組】
- 各自治体において、頻回受診の適正化に係る計画を策定する。
 - 改善者割合の向上に向け、訪問看護ステーション等と連携した適正受診指導についてモデル実施を行う。(参考)平成25年度改善率 46.0%

健 康 管 理 支 援

- 生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討。

- 【検討に向けた方針】
- 福祉事務所においてデータを活用した健康管理に関する支援が必要。
 - このため、福祉事務所において、データに基づく有効的な支援ができるよう、具体的な方策を検討する。

※ 上記の他、「生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差の見える化」については、医療全体における地域差の分析を参考としつつ、生活保護の地域差分析に相応しい形での公表に向けて検討を行う。

生活保護制度における改革工程表に記載された事項に関する具体的対応方針(就労関係)

就 労 関 係

<改革工程表における記載>

○ 就労支援事業等の参加率を2018年度までに60%とする。

○ 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を2018年度までに50%とする。

○ 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）を2018年度までに45%とする。

○ 就労支援事業等を通じた脱却率を見える化。

○ 就労支援事業等の自治体ごとの取組状況を見える化。

○ 「その他の世帯」の就労率等の自治体ごとの状況を見える化。

※ 就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次見える化を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討。

<対応方針>

【目標設定への取組】

- 平成27年度から、各自治体が、管内の実情に応じて、就労支援事業の効果検証・的確な見直しを図る観点から、国で定めた指標について、数値目標を設定する「就労支援促進計画」を策定する取組を開始しており、今後きめ細かく事業の進捗状況を把握していく。
- 各目標について、通知に明記。
- 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進
（地方自治体に設置するハローワークの常設窓口を増設、常設窓口配置する就職支援ナビゲーターを新たに増員）。
- 就労支援員の増配置や被保護者就労準備支援事業の積極的な活用を推進。
- 新たに「生活困窮者等への就農訓練事業」を被保護者就労準備支援事業の一つとして実施。

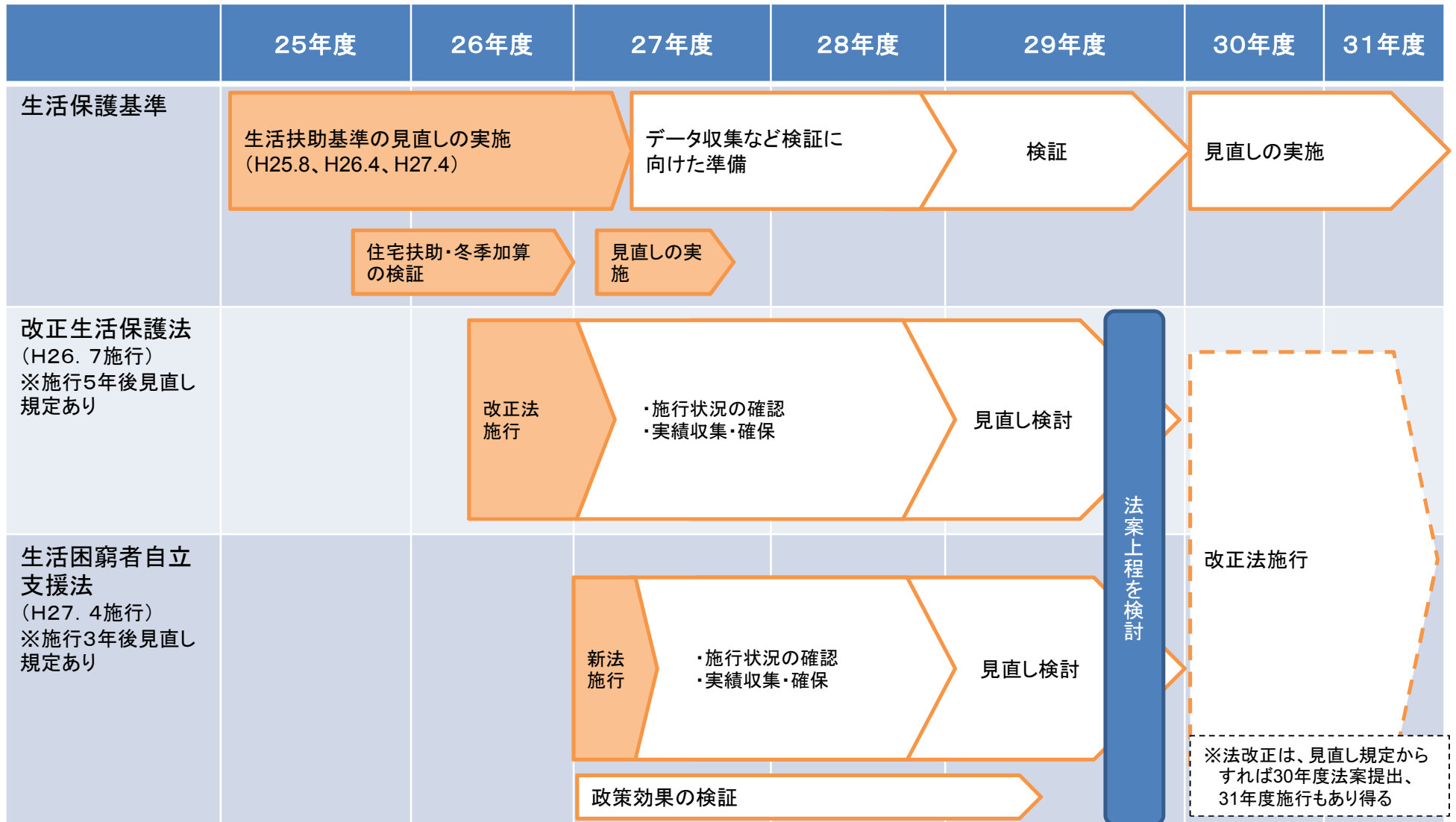
(参考)

- ・ 就労支援事業等の参加率：
2015年度（平成27年度）目標値平均 47.9%
- ・ 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合：
2015年度（平成27年度）目標値平均 44.5%
- ・ 「その他の世帯」の就労率：
2014年度（平成26年度） 34.3%

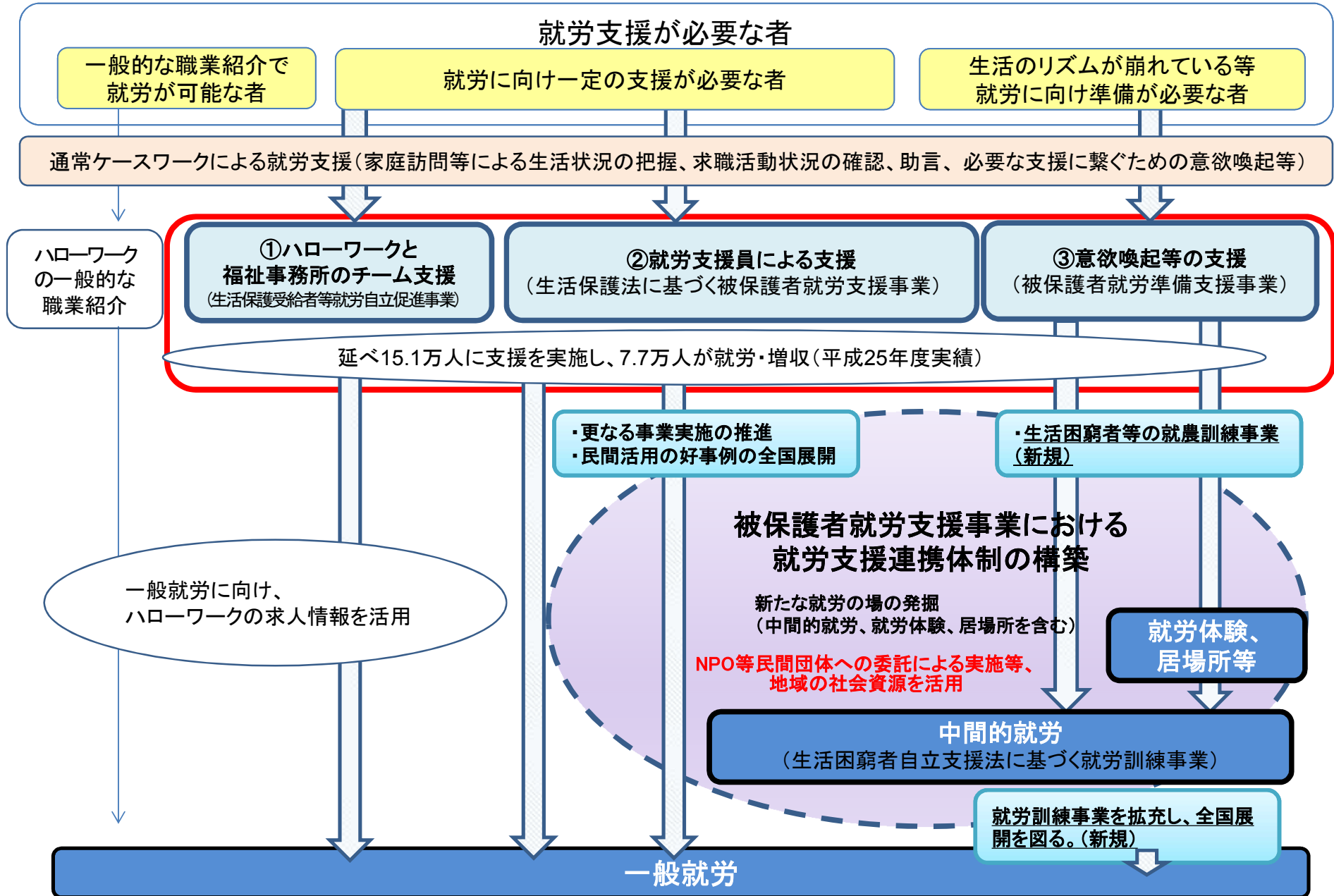
【見える化への取組】

- 各自治体が策定する「就労支援促進計画」や「被保護者調査」に基づき、全国の脱却率や自治体ごとの取組状況及びその他の世帯の就労率について公表を行う。

今後の生活保護・生活困窮者自立支援制度の見直しについて



生活保護受給者の就労支援の流れ（イメージ）



新 生活困窮者等の就農訓練事業

平成28年度予算案：4.2億円

趣旨

- 生活困窮世帯等の中には、中途退学者や引きこもり等の若年者、中高年で未就労や社会参加の機会を得られない者が高齢化し、受給期間が長期化する傾向にある。このため、これらの者を対象として、就労準備支援事業として農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援するとともに、訓練終了後は、本人の適性や希望などを踏まえて、就農を含めて就労を支援する。

背景

【農業】

- 人口の減少、高齢化、集落機能の低下により農業の保全、継承が困難
- 農業の担い手の育成・確保が重要
- 6次産業化の推進



【生活困窮者等】

- 長期間労働市場から離れているため、就業体験などの段階的な支援が必要。
- 農業活動による心身のリハビリ効果による就労意欲喚起、生活のリズムの回復する効果等



生活困窮者等への就農（農業法人への就職や農産物の販売等を含む）を含めた就労支援

事業概要

福祉事務所が就農訓練などを実施するNPO法人、農業法人等民間団体のノウハウを活用し、生活困窮者等の就農を含めた就労を支援する。

1 実施主体：都道府県、市、福祉事務所設置町村（社会福祉法人、NPO法人等に委託可）※都道府県については、郡部福祉事務所のみならず、管内の市部福祉事務所も含めて広域的实施も可能。

2 事業内容

（事前調整）※必要に応じて都道府県が自治体間調整

- ・福祉事務所と連携して支援対象者の選定・説明会の開催
- ・自治体や農業法人、森林組合等の受け入れ態勢の調整
- ・住民への理解促進 等

（基礎的研修（例：短期訓練、体験ツアー等：数日～1週間））

- ・農業基礎研修（作物の知識、農業機械の操作等）
- ・研修参加者に対する生活相談・個別相談 等

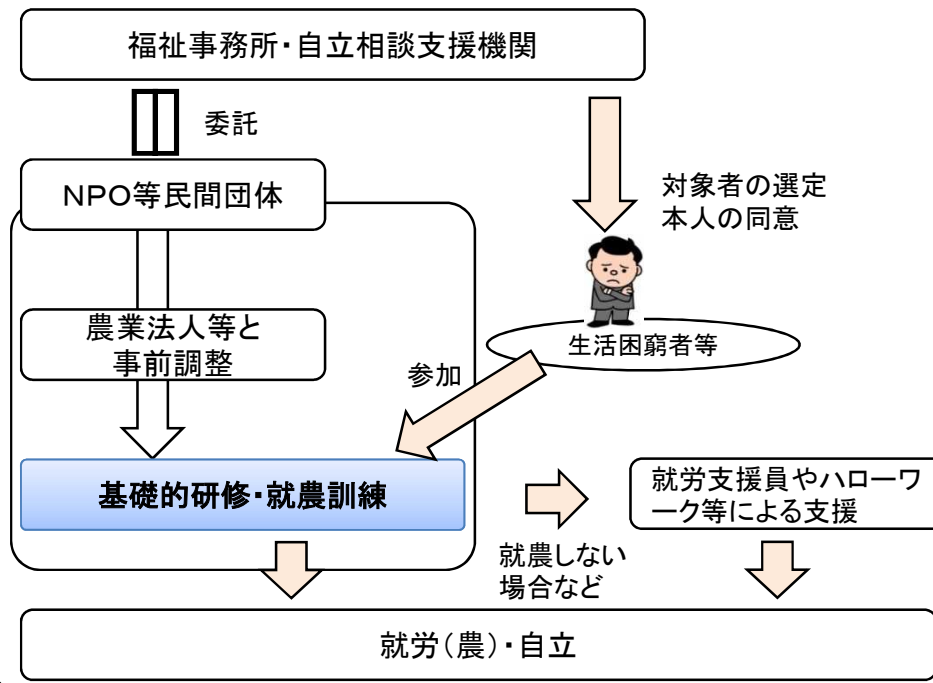
（就農訓練（例：長期訓練、就農支援））

- ・農業実践研修
- ・仲間づくりや地元住民との交流会の開催
- ・研修参加者に対する生活相談・個別相談 等



3 補助率 2/3

事業のイメージ



新 生活保護受給者への適正受診指導等の強化

生活保護における適正受診指導等の状況

平成28年度予算案：2.1億円

- 不適切な頻回受診者や重複処方者等に対しては、主にケースワーカーが適正受診指導を行っている。
- しかし、ケースワーカーは医学的な専門知識がなく、現在の仕組みの中で更なる適正化効果を上げることには限界がある。(保健師等専門職の配置がある福祉事務所は全体の16.9%。保護課調べ)

医療保険者の取組では...

- ①保健師等による頻回受診に対する指導
- ②薬剤師(薬剤師会へ委託)による重複処方等に対する指導等の取組を行っており、一定の効果。

＜頻回受診の改善率＞	
市町村国保(呉市の例)	: 58.7%
生活保護(全体)	: 46.0%

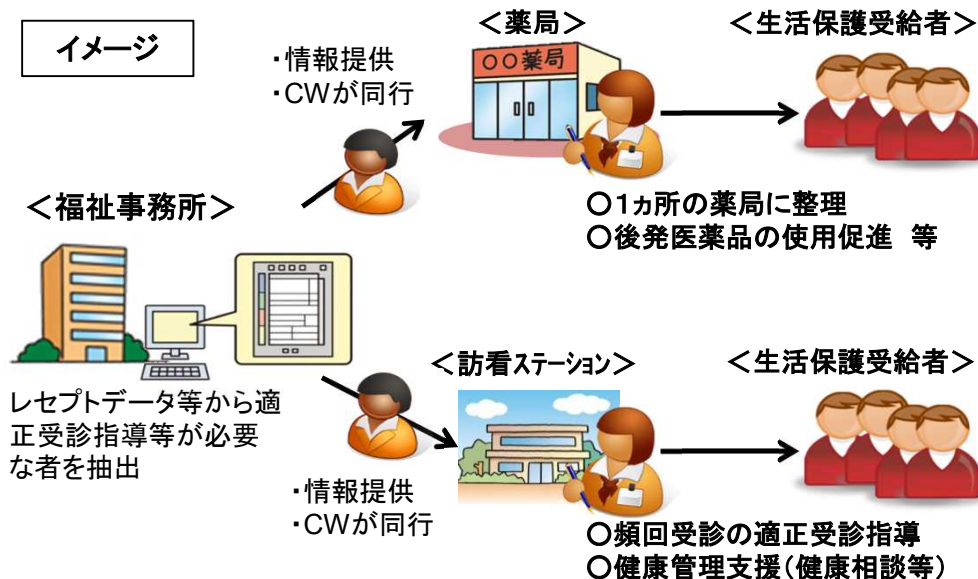
訪問看護ステーションや薬局とCWの連携により適正化等を強化

1. 薬局の薬剤師と連携した服薬指導による適正化等

- 不適切な重複処方について、適正受診指導を実施
- 複数薬局にかかっている場合、1カ所の薬局へ整理
→ **重複投薬、多剤投薬、併用禁忌等の解消**
- アレルギー等の理由以外で先発医薬品を服用している者に対する後発医薬品への切り替え指導
→ **後発医薬品の使用促進**

2. 訪問看護ステーションの保健師、看護師等による適正受診指導等

- 頻回受診者に対する適正受診指導の実施
→ **不要な受診の解消**
- 健康管理支援(健康相談、受診勧奨等)
→ **糖尿病等の早期発見、重症化予防**



生活保護受給者等の居住確保の推進

平成28年度予算案：5.3億円

趣旨

- 平成27年5月の川崎市の簡易宿泊所火災を踏まえ、簡易宿泊所に入居する生活保護受給者の居住の確保を推進するため、国土交通省と連携しつつ、転居支援の充実・強化を図ることが必要。
- また、平成27年7月からの住宅扶助基準見直しの円滑な施行を図るため、生活保護受給者に対する安価で質の良い住居確保の支援を図るとともに、貧困ビジネスへの対応として劣悪な施設からの転居支援を行うことが必要。
- このため、平成25年度から実施してきた「居住の安定確保支援事業」を充実・強化し、全国的な支援を実施する。

現状・課題

(生活保護受給者)

- 簡易宿泊所等に居住する高齢受給者の増加
- 平成27年7月からの住宅扶助基準の見直しの円滑施行のため、安価で質のよい住居確保の支援が必要
- いわゆる貧困ビジネスへの対応
- 新たな住宅における近所つきあいなど転居に伴う不安

(家主等)

- 空き部屋の増加に伴う収入減
- 安定的な家賃収入の確保
- 入居者に対する見守り支援

事業内容等

1 事業内容

- ① 安価で質の良い住宅のリスト化 (新)
- ② 不動産業者への同行や現地確認による民間アパートへの入居支援
- ③ 在宅生活を送る上で必要な見守りや受給者の課題に応じた寄り添い型支援の実施
- ④ 国土交通省が行っている住宅施策（居住支援協議会等）、不動産仲介業者、地域住民、介護サービス事業者等との連携強化 (新)
- ⑤ 家賃の代理納付の促進

※ 生活困窮者の居住確保についても、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関と連携して必要な支援を実施する。(新)

2 実施主体

都道府県、市、福祉事務所を設置する町村
※社会福祉法人、NPO法人等に委託可

3 補助率 3 / 4

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)

生活保護

(i) 金銭管理支援に関する周知

被保護者が使用した電気、水道及びガスの料金の支払については、金銭管理支援を自立支援プログラムに位置付けて実施することで効果的な支援を行うことができ、必要に応じて、助言も行うことが有効であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。

(ii) 生活保護法第29条の調査に対する回答についての協力依頼

保護の決定等に当たり行う要保護者等の資産・収入等に関する銀行、要保護者等の雇主等に対する報告の求め(29条1項)については、より円滑な運用がなされるよう、経済団体、業界団体等を通じるなどして要保護者等の雇主等に対して協力要請を行うことを検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(iii) 生活保護法第63条についての検討

費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき同法施行後5年を目途に行われる生活保護制度の見直しの検討に併せて、破産法における取扱い等管理の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(iv) 法第78条に基づき生じる債権の破産手続における取扱いの周知

費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権については、破産者に対する免責許可の決定の効力が及ばないこと(破産法253条1項1号)及び当該債権に係る債務の弁済が偏頗行為の否認の例外として扱われること(破産法163条3項)を、地方公共団体に平成27年度中に通知する。

(v) 年金情報の照会事務の円滑化についての検討

被保護者が遡及して年金を受給した場合における当該被保護者が受けた保護金品に相当する金額の返還(63条)については、保護の実施機関が速やかに当該年金の受給情報を把握し当該被保護者に請求することができるよう、保護の実施機関による日本年金機構等に対する年金関連情報の照会事務の円滑化の方策について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。